

連携中枢都市圏ビジョン懇談会設置要綱

(設置)

第1条 渡島・檜山における連携中枢都市圏形成に係る連携協約(以下「連携協約」という。)により形成される圏域全体を対象として、一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成するため、圏域の将来像や連携協約に基づき推進していく具体的取組などを記載する「連携中枢都市圏ビジョン」(以下「ビジョン」という。)の策定または変更に関して、関係者の意見を幅広く反映させるため、連携中枢都市圏ビジョン懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) ビジョンの策定または変更に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、懇談会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 懇談会は、12人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 連携協約の取組に関連する分野の関係者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認めるもの

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(座長等)

第5条 懇談会に、座長および副座長を各1人置く。

- 2 座長は、委員の互選により定め、副座長は座長が指名する委員をもって充てる。
- 3 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、企画部長が招集する。

- 2 座長は、懇談会の会議の議長となる。
- 3 懇談会の会議は、対面その他座長が認める方法で開催することができるものとする。
- 4 懇談会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 5 座長は、必要があると認めるときは、懇談会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(事務局)

第7条 懇談会の事務局は、函館市企画部国際・地域交流課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定められるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、その都度協議して定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月9日から施行する。